

議案第57号

墨田区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年9月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例の一部を改正する条例

墨田区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例（昭和31年墨田区条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

墨田区選挙管理委員会等の調査に出頭する者の費用弁償に関する条例

第1条各号列記以外の部分中「第207条」を「第207条等」に、「基き」を「基づき」に、「一に」を「いずれかに」に改め、「又は参加」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第1項の規定により、選挙管理委員会が、選挙の効力に関する異議の申出又は審査の申立てに対する決定又は裁決のため選挙人その他の関係人の出頭を求めたとき。

第1条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条に次の1号を加える。

(4) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第34条（同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により審理員若しくは審査庁が参考人等の出頭を求めたとき、又は同法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは墨田区行政不服審査会条例（平成2年墨田区条例第20号）第7条第4項の規定により墨田区行政不服審査会が参考人等の出頭を求めたとき。

第2条第1項中「前条」の次に「の規定」を加え、「又は参加」を削り、「日当として5,000円」を「費用弁償として旅費」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、区に勤務する職員で、その者の職務に関して出頭したものには、支給しない。

第2条第2項中「前項」を「前2項」に、「外」を「ほか」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とし、その額及び支給方法は、職員の旅費に関する条例（昭和33年墨田区条例第20号）の適用を受ける職員の例による。ただし、その合計額が1日につき5,000円に達しないときは、5,000円とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

諸般の情勢に鑑み、議会に係る費用弁償の規定を削り、題名を改めるほか、費用弁償の対象に選挙の効力に関し選挙管理委員会が関係人に出頭要求した場合等を加えるとともに、費用弁償の種類等を明確化する必要がある。